

西暦 年 月 日付けで自治医科大学附属病院（以下「甲」という。）と
（以下「乙」という。）が締結した治験費用に関する覚書第1条第9項に
規定する治験費用について、下記のとおり締結する。

1 被験薬の化学名又は識別記号
2 治験課題名

区分	項 目	算 定 方 法	金 額
直接費用	(1) 研 究 費	1症例につき 30,000円	30,000円
	(2) 管 理 経 費	(1) × 20%	6,000円
間接費用	(3) 治験に係る 間接費用	((1) + (2)) × 30%	10,800円
合 計			46,800円

口座番号 普通預金 1153

(消費税)

第3条 第1条に定める費用に係る消費税は、消費税法第28条第1項及び第29条、地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき合計の費用に消費税率を乗じて得た額とする。なお、税法改正により税率の変動があった場合は、請求時の税率で加算する。

以上のとおり覚書を締結した証として、この証書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

西曆 年 月 日

甲 栃木県下野市薬師寺 3311-1
自治医科大学附属病院
病院長 川合 謙介 印

上記の覚書について確認しました。

西曆 年 月 日

治験責任医師 印